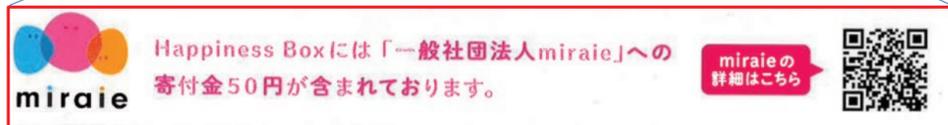





協働 募金付き商品
「Happiness Box発売」



「Happiness Box 募金活用方法

母子生活支援施設 児童養護施設他
270施設 1,200世帯
アイスクリーム提供



<母子生活支援施設>
 児童福祉法第38条に規定された施設で、18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、母子家庭に準ずる（所得・DV等）家庭の女性と子どもが入所する施設です。全国に232施設あり、約5300人の子どもたちが生活しています。入所には所得に応じた費用がかかるものの、住居の提供や自立支援を受けることができます。

【母子生活支援施設の課題と現状】

<母子生活支援施設を利用している世帯の状況>

- ①乳幼児比率の上昇
- ②入居理由はDV被害が増加
- ③多様で重い課題を抱える方の増加
 - ・虐待・障害のある母と子
 - ・低所得世帯

<支援施設の意義>

- ①さまざまな課題のある母子世帯の児童の適切な養育を保障し、権利を擁護する機能
- ②母子の親子関係を保障し、母子分離することなく母と子の育ちを支援する機能
- ③安定した生活基盤の形成や子どもの進学・就職を支援し、「貧困」「虐待」などの世代間連鎖を防止する機能